

水道メーター取替等業務委託（小豆島町）特記仕様書

本特記仕様書は、委託者 香川県広域水道企業団（以下「甲」という。）が委託する、小豆島町における水道メーター（以下「メーター」という。）の取替等業務の実施について、標準仕様書の特記事項を定めるものとする。

特記事項 1

標準仕様書 2（1）検定満期メーター取替業務（定期）

標準仕様書に記載する内容に、次の項目を追加する。

- ア 甲から支給される受託者証又は身分を称するものを必ず携帯し、使用者等から請求を求められた時は、開示すること。
- イ メーター取替時は、給水装置の取扱いに注意し、メーター取替後、メーターの逆付け、弁栓の開け忘れ、漏水等がないか十分に確認し、空気抜きを行うこと。
- ウ 旧メーター指示数と新メーター番号を確認し、メーター取替伝票に必要な事項を記載すること。また、使用者等に作業が終了した旨を報告するとともに、使用者等宅に「水道メーター取替のお知らせ」を投函すること。ただし、投函先の指示がある場合はその指示に従うこと。
- エ 撤去したメーターは、水洗い等により口径、メーター番号等が判別できるようにし、適切に保管すること。取替後の報告は、甲と日程調整の上、取替業者別に取替伝票と撤去メーターを合わせて、取替した月の甲が指定する日に持参するものとする。メーター取替伝票の記載内容に誤りがある場合は、速やかに甲へ報告すること。なお、未取替えの取替伝票がある場合は、未取替えメーターと合わせて全て提出すること。
- オ 取替メーターの取替伝票の指針の記載においては、小数以下を切り上げて記載すること。
- カ 取替え終了後に出水不良、メーター逆付け、弁栓の開け忘れ、施工不良等が発生した場合は、使用者等への説明及び修繕等の対応を行うこと。その際の費用は、乙の負担となるものとする。
- キ 返却メーターにおいては、前後にキャップをし、メーター指針に変動がないよう処置を講ずること。

特記事項 2

標準仕様書 2（2）検定満期メーター取替業務（随時）

本業務は、委託業務に含めない。

特記事項 3

標準仕様書 2（3）再開栓のメーター取付け

本業務は、委託業務に含めない。

特記事項 4

標準仕様書 2（4）メーター撤去業務

詳細は、次のとおりとする。

ア メーター撤去伝票により甲の指定するメーターを撤去すること。

なお、指示数が一致しない時は、新使用者がいる場合があるので注意すること。

イ メーター撤去時、メーターを撤去した後に閉栓プラグを取り付けること。なお、閉栓プラグは甲が支給するものとする。

ウ 業務終了後、必要事項を記入した取替伝票を点検するとともに集計した後、同伝票を甲へ提出すること。

エ 契約金額は、取替業務における口径ごとの契約単価の半額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

特記事項 5

標準仕様書 2 (5) メーター位置及びその他の改良業務

本業務は、委託業務に含めない。

特記事項 6

標準仕様書 2 (6) メーター管理業務

本業務は、委託業務に含めない。

特記事項 7

標準仕様書 3 水道メーター等取替時及び取替後漏水における給水管等の修理

詳細は、次のとおりとする。

メーター取替え後2回目の検針日までに、同メーター取替えに伴う漏水等の連絡があった場合（取替後2回目の検針において、同メーター取替えに伴う漏水等を発見した場合を含む）は、現地を確認の上、明らかにメーター取替が原因の漏水であった場合は、乙の負担において、速やかに修理等必要な措置を講じること。

特記事項 8

標準仕様書 4 費用負担

本業務は、委託業務に含めない。

特記事項 9

標準仕様書 5 貸与物品

本業務は、委託業務に含めない。